

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会評議員会運営規程

平成29年4月1日

規程第118号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(種類及び開催)

第2条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、毎年3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第3条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求の後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合又は、請求をした日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合は、請求をした評議員は所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(招集手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員の目的である事項があるときは、当該事項に係る議案の概要、但し、議案が確定していない場合にあっては、その旨

第5条 会長は、評議員会を招集するときは、評議員会の1週間前までに、各評議員に対し招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、前条により理事会が決議した、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(出席状況の報告)

第7条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

(定足数)

第8条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

第9条 会長及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員に対し、監査結果等を報告する際は、評議員会に出席しなければならない。

3 本会の職員は、会長等の説明を補助するため、評議員会に出席することができる。

4 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、定款第12条第1項第1号に規定する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(議題事項についての報告・説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、会長等に対し、当該議題事項について報告又は説明をさせることができる。この場合、会長等は、職員に報告又は説明をさせることができる。

2 会長等は、前条第2項により、一括して付議された議題又は議案については、一括して報告又は説明をすることができる。

(決議の省略)

第12条 会長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、評議員（当該事項について議決に加わるものができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決の方法)

第13条 議長は、議案に対して質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。

3 採決は、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことのできる。

4 評議員は、自ら出席し議決権を行使するものとし、代理人又は書面による議決権の行使は無効とする。

5 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

6 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉会)

第14条 議長は、すべての議事が終了したとき又は、日を改めて開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印をしなければならない。

3 議事録署名人は、評議員会開催の都度、議事に入る前に議長の指名により選出するものとする。

4 前々項の議事録は会議の日から10年間、本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(事務局)

第16条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局をおく。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。